

## 第4次神奈川県アライグマ防除実施計画素案について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく防除を行うため、第3次神奈川県アライグマ防除実施計画（以下「第3次計画」という。）を策定し、アライグマの捕獲等を進めている。

この計画は、今年度で最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、このたび、第4次神奈川県アライグマ防除実施計画（以下「第4次計画」という。）の素案を取りまとめたので報告する。

### 1 素案の概要（計画素案P 1～2）

#### (1) 計画策定の背景と目的

##### ア 背景

県内では、平成10年頃から、野生化したアライグマによる農業被害や生活被害が発生していた。また、貴重な野生生物に対する捕食の影響も指摘されていた。

平成17年6月の外来生物法の施行を受け、市町村はじめ住民、農業者、関係団体等の多様な主体とともに、より計画的に被害対策を進めるため、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間を計画期間とする第1次神奈川県アライグマ防除実施計画を策定した。その後、第2次計画、第3次計画により、計画的な捕獲を進めてきた。

##### イ 目的

令和4（2022）年度の外来生物法の改正で、法的には、都道府県が外来生物法に基づく防除を行う場合に従来必要とされていた「防除実施計画」の作成義務はなくなったが、「特定外来生物被害防止基本方針」では、「可能な限り防除実施計画を作成し実行する」とこととされた。また、外来生物法の改正では、都道府県は特定外来生物による生態系等に係る被害防止に必要な措置を講ずる（市町村は「講ずるよう努める」）こと、事業者及び国民はそうした被害の防止に関する施策に協力することも定められた。

こうしたことを踏まえ、県による防除として外来生物法第17条の2第2項に定める公示事項を含む内容等（県の防除の一部を市町村が行う場合の内容等を含む）を定めた第4次計画を策定する。

#### (2) 特定外来生物の種類

アライグマ、カニクイアライグマ

#### (3) 防除を行う区域

神奈川県全域

#### (4) 防除を行う期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 2 第3次計画の成果と課題（計画素案P 3～5）

「生息分布域の縮小」と「個体数の減少」を目標として、市町村による計画的捕獲等に取り組んだ。県は、市町村が行う捕獲等の取組に対する財政的支援、技術的支援に加え、平成29年度に発足した「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が地域別の重点的対策を通じて、新たな捕獲技術の試行や市町村への技術的指導などを実施した。

#### (1) 成果

- ・ 市町村を中心に捕獲の取組を進めた結果、捕獲数は平成28年度から増加傾向にあり、令

和2年度以降、毎年度2,000頭を超えるアライグマを捕獲した。

・ 地域別の取組等

	生息密度を低減させるための捕獲の推進		生息密度の上昇を防止するための捕獲の推進		分布拡大防止に向けた集中的な捕獲の推進
	横浜川崎地域	横須賀三浦地域	県央地域	湘南地域	県西地域
取組	市による捕獲が実施され、県は一部地域において、捕獲技術指導などを実施。	市町により継続して捕獲が実施されており、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施。	市町村による捕獲が実施され、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施。県による現地調査や捕獲技術指導、試行的な捕獲を行った。	市町による捕獲が実施され、一部地域では緑地等での計画的な捕獲も実施。県は、一部地域で試行的な捕獲を行った。	一部の地域で生息が確認される状態が続いており、被害報告や目撃に応じて市町による捕獲が実施。
効果	捕獲努力量は増加し、捕獲数も増加傾向。	高い捕獲努力量による捕獲が継続的に実施されており、捕獲数は横ばいから緩やかな増加傾向。	捕獲努力量は増加し、捕獲数は増加傾向だったが、近年は横ばいで推移。	捕獲努力量は大幅に増加し、その結果、捕獲数も増加傾向。	捕獲努力量は小さく、捕獲数も少ない状態が継続。

(2) 課題

全県的に積極的な捕獲が進められたことにより、捕獲数は増加傾向にある。しかしながら、第3次計画開始当初と比較しても分布状況に大きな変化はなく、分布域の縮小も確認されていない。また、生活被害、農作物被害は横ばいで推移しているため、現時点では個体数が減少傾向にあるとは言い難い状況である。

これは、被害が確認された場所で重点的に捕獲が実施されるため、被害報告がない緑地などでの捕獲が進みにくいことや、計画的な捕獲を進めるための体制整備に地域差があることなどが要因と考えられる。

また、アライグマが好んで生息する水辺を含む緑地は、生物多様性が高い地域でもあるため、捕獲が進まないことで生物多様性に影響することが危惧される。

3 第4次計画の考え方

(1) 記載の見直し

内容をコンパクトにし、わかりやすい内容に改善することで、防除への参画主体を増やし、生息分布域の縮小を目指す。

- ・ 分析等のデータの掲載を絞る（データ：生息分布、捕獲数、被害状況）
- ・ 市町村や市民にとってわかりやすい内容、役立つ情報を追記（写真、コラム等）
- ・ 県、市町村、住民との役割分担を追記

(2) 目標（計画素案P6）

「生息分布域の縮小」及び「個体数の減少」（第3次計画から継続）

なお、計画期間中に達成する目標を記載することとし、最終目標「アライグマの全県域からの完全排除」の記載は削除する。

(3) 防除の方法（計画素案P6）

第3次計画の4つから、体制が確立できた「情報収集の強化」を除いた3つに絞る。

ア 地域別の重点的対策の推進

既に生息密度が高い地域、生息密度が上昇傾向にある地域、分布拡大の懸念がある地域、生物多様性の損失が進む地域など、地域の状況にあわせた防除を実施する。また、県は、これまでのノウハウを活かし、地域の状況に応じた体制の立ち上げ支援や技術的支援を行う。

イ 計画的捕獲の充実

個体数の低減に向けて、これまでの住宅地や農地など被害発生地点での捕獲に加え、在来生物への影響が強く懸念され、繁殖場所ともなる緑地等での捕獲や通年での捕獲など、捕獲場所及び時期を適正化し、より計画的な捕獲を実施する。

また、生息分布域の拡大を防止するため、痕跡調査等によって新たにアライグマの侵入を確認した段階で速やかな捕獲の実施に努め、定着の未然防止を図る。

ウ 普及啓発など情報発信の充実

広く施設管理者や県民に向けて、アライグマの問題や防除の必要性に関する情報をわかりやすく発信し、理解と協力の促進を図る。

生活被害を防ぐために、個人レベルでできる住宅侵入を防ぐ方法、敷地内の果実やペットをアライグマから守る方法や、地域レベルでできる住処や誘引物を減らす環境整備対策など、役に立つ具体的な手法を動画やリーフレット等で発信する。

(4) 推進体制（計画素案P11）

計画の実施に当たっては、県及び市町村を防除主体として、住民、施設管理者、農業者、農業者団体、自然保護団体、研究機関等が連携して実施する。県は、市町村が実施する防除事業に対して、財政的、技術的支援を行うとともに、地域ごとの市町村等が構成員となっている地域鳥獣対策協議会において、広域的な防除対策や体制整備等について検討を進める。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	市町村へ意見照会
	11月	外来生物等対策専門部会
	12月	鳥獣総合対策協議会
令和6年	1月	自然環境保全審議会
	3月	策定

《参考資料》

「第4次神奈川県アライグマ防除実施計画」素案（案）